

## 別表二の記載の仕方

- 1 この明細書は、会社（投資法人を含みます。以下この記載要領において同じです。）が同族会社に該当するかどうか及び特定同族会社（法第67条第1項《特定同族会社の特別税率》に規定する特定同族会社をいいます。4(3)及び5において同じです。）に該当するかどうかを判定する場合に記載します。
- 2 「期末現在の発行済株式の総数又は出資の総額1」の欄の内書には、当該会社が有する自己の株式の数又は出資の金額がある場合に、その自己の株式の数又は出資の金額を記載します。この場合において、「株式数等による判定3」及び「株式数等による判定12」の各欄の記載に当たっては、その内書きした数又は金額を「1」の数又は金額から控除して計算します。
- 3 「期末現在の議決権の総数4」、「(20)と(22)の上位3順位の議決権の数5」、「議決権の数による判定6」、「(22)の上位1順位の議決権の数13」、「議決権の数による判定14」、「議決権の数20」及び「議決権の数22」の各欄は、当該会社が令第4条第3項第2号イからニまで《同族関係者の範囲》及び第139条の7第3項第2号イからニまで《被支配会社の範囲》に掲げる議決権に関して内容の異なる種類の株式（出資を含みます。4において「種類株式」といいます。）を発行していない場合には記載を要しません。
- 4 当該会社が種類株式を発行している場合の記載は、次によります。
  - (1) 「期末現在の議決権の総数4」の欄の内書には、当該会社が発行している種類株式のうち議決権を行使することができない株主等有する議決権の数がある場合に、その議決権の数を記載します。この場合において、「議決権の数による判定6」及び「議決権の数による判定14」の各欄の記載に当たっては、その内書きした数を「4」の数から控除して計算します。
  - (2) 「期末現在の議決権の総数4」、「(20)と(22)の上位3順位の議決権の数5」及び「議決権の数による判定6」の各欄に記載すべき総数、数及び割合（以下4において「判定割合」といいます。）は、その議決権に係る判定割合のうち最も高い割合の計算の基礎となった議決権の総数、数及び判定割合を記載します。
  - (3) 「(22)の上位1順位の議決権の数13」及び「議決権の数による判定14」の各欄に記載すべき数及び判定割合は、その議決権に係る判定割合のうち最も高い割合の計算の基礎となった議決権の数及び判定割合を記載します。この場合において、同族会社の判定割合の基礎となった議決権の内容と特定同族会社の判定割合の基礎となった議決権の内容とが異なるときは、当該特定同族会社の判定割合の基礎となった議決権の数（当該議決権を行使することができない株主等有する当該議決権の数を除きます。）を「議決権の数22」の欄の上段に外書として記載し、「(22)の上位1順位の議決権の数13」及び「議決権の数による判定14」の各欄は、それぞれ「(22の外書)の上位1順位の議決権の数13」及び「議決権の数による判定14」として記載します。
  - (4) 当該会社が発行している種類株式の内容に関する明細並びに上記(2)及び(3)に規定する計算の基礎となった議決権以外のものに係る判定割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
  - 5 「期末現在の社員の総数7」、「社員の3人以下及びこれらの同族関係者の合計人数のうち最も多い数8」、「社員の数による判定9」、「(21)の社員の1人及びその同族関係者の合計人数のうち最も多い数15」及び「社員の数による判定16」の各欄は、当該会社が合名会社、合資会社又は合同会社（6において「持分会社」といいます。）である場合に限り、記載します。ただし、「株式数等による判定3」若しくは「議決権の数による判定6」の欄のうちいずれかの

判定により同族会社に該当する場合又は「株式数等による判定12」若しくは「議決権の数による判定14」の欄のうちいずれかの判定により特定同族会社に該当する場合には、「7」から「9」まで又は「15」及び「16」の各欄の記載を要しません。

6 持分会社である会社が業務を執行する社員（以下6において「業務執行社員」といいます。）を定めているときの記載は、次によります。

(1) 「期末現在の社員の総数7」、「社員の3人以下及びこれらの同族関係者の合計人数のうち最も多い数8」及び「<sup>(2)</sup>の社員の1人及びその同族関係者の合計人数のうち最も多い数15」の各欄は、業務

執行社員の総数及び数を記載します。

(2) 業務執行社員に該当する者について、「氏名又は法人名」の欄にその旨を記載します。

7 「特定同族会社の判定」の各欄は、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、記載を要しません。

(1) 当該事業年度終了の時における資本金の額又は出資金の額が1億円以下である場合（法第66条第5項第2号から第5号まで《各事業年度の所得に対する法人税の税率》に掲げる法人又は同条第6項に規定する大通算法人に該当する場合を除きます。）

(2) 清算中である場合